

議 答 申 個 第 6 4 号

令 和 4 年 1 1 月 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について（答申）

令和4年9月16日付け生総第125号で諮問のあったことについて、条例規定事項に係る当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 本人開示請求における手数料について

開示請求に係る手数料については、手数料を無料とすることを規定することが適当である。

なお、開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用については、実費を負担することを規定することが適当である。

理由

現行条例では開示請求に係る手数料は無料とし、同請求に係る写しの作成及び送付に要する費用を負担する規定となっているが、情報公開制度による開示請求においても同様である。個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行後において現行の運用を変更する特段の理由がなく、情報公開制度による開示請求との整合性を図るため、現行と同様とすることが適当と認められる。

2 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

行政機関等匿名加工情報に係る手数料について、規定しないことは適当である。

理由

行政機関等匿名加工情報については、法に基づき都道府県及び政令指定都市は外部提供制度の実施が令和5年4月1日から義務づけられているが、その他の市町村

については、当該制度の実施に当たり人員体制整備などの対応が課題であるため、実施を任意とする経過措置が設けられている。本市においても同様の課題があり、経過措置を踏まえ現時点では実施しないとのことであるから、行政機関等匿名加工情報の手数料を規定しないことは適当と認める。

3 条例要配慮個人情報の内容について

地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものとして、条例で定めることができる条例要配慮個人情報を規定しないことは適当である。

理由

取扱いに特に配慮を要する個人情報として、現行条例に規定されているものは、法に規定される要配慮個人情報に含まれているとともに、要配慮個人情報以外で地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものとして、新たに追加すべきものがないことから、条例に規定しないことは適当と認める。

4 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について

個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項については、現行の個人情報取扱事務に係る取組を規定することは適当である。

理由

法に規定される個人情報ファイル簿の作成及び公表の趣旨は、行政機関等が保有する個人情報の取扱いの利用目的等を記載した事項をあらかじめ明らかにすることにより透明性を確保し、行政機関等における個人情報の適切な管理を図るとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態を認識できることである。現行条例の規定では、個人情報を取り扱う事務を開始するときは市長に届出を行い、その目録を作成し公表することとしているが、目的は個人情報ファイル簿を作成し、公表する趣旨と同様である。ただし、個人情報ファイル簿は、原則として個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように構成したデータを対象とし、取扱う本人の数が1000人以上の場合にのみ作成及び公表されるものである。一方で、現行条例の規定は、取扱う本人の数に関わらず、個人情報を取り扱う事務を対象とするため、市における個人情報の取扱事務を遺漏なく把握し、公表することができる。このことから、本市の個人情報の取扱い状況に係る透明性を維持するため、引き続

き現行と同様の、取扱う本人の数に関わらず、個人情報を取り扱う事務を対象とする取組を規定することが適当と認める。

5 開示請求における不開示情報の除外及び追加（生駒市情報公開条例との整合性）について

生駒市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の不開示情報の範囲と整合性を図るため、「公務員等の氏名」を不開示情報から除くことを規定すること、及び不開示情報の追加を規定しないことは適当である。

理由

情報公開条例において、「公務員等の氏名」が開示の公益性が高い観点から不開示情報から除外されているが、当該情報公開制度との整合性を図るため、「公務員等の氏名」を不開示情報から除くことについて規定することが適当と認める。

また、情報公開条例の不開示情報で、法の不開示情報に対応しないものはないことから、不開示情報の追加を規定しないことが適当と認める。

6 開示決定等の期限について

開示決定等に対する期限については、現行条例及び情報公開条例に規定される期限と同様とすることが適当である。

理由

法では、開示決定の期限について請求書の提出があった日から30日以内と規定されているが、当該期限を短縮することができる。現行条例及び情報公開条例では、開示決定の期限について請求書の提出日から15日以内と規定されている。開示決定等の期限の短縮は請求者の利益となるとともに、情報公開制度の開示決定等の期限と整合性を図ることが適当であることから、法における開示決定等の期限について、現行条例及び情報公開条例と同様とすることが適当と認める。

7 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会の諮問事項について

法施行条例を改正し、または廃止しようとする場合、及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合に審議会に諮問できると規定することが適当である。

理由

法では、市が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。そこで、施行条例を改正し、または廃止しようとする場合、及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く場合に審議会に諮問できるとすることが適当である。

8 運用状況の公表について

個人情報保護制度の運用状況の取りまとめ、公表について、現行の運用状況の公表の取組を規定することは適当である。

理由

個人情報保護制度の運用状況の公表については、現行条例及び情報公開条例の規定により一元的に運用されており、市民の理解と信頼を深め、より公正な制度の運用を図ることが望ましく、審議会の審議事項が従来から少なくなることを踏まえ制度運用の透明性を確保、充実していくために、現行と同様の規定を設けることが適当と認める。

9 個人情報保護管理責任者の設置について

個人情報保護管理責任者の設置について、規定しないことは適当である。

理由

法で義務が課せられている安全管理措置において、個人情報保護委員会が示す同措置の指針により、現行条例に規定されている個人情報保護管理責任者と同趣旨の管理責任者が設置されるため、条例に規定しないことが適当と認める。

以上

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会各委員の意見

(制度全般について)

- ・ 個人情報とは本来住民のもの、個人情報保護の目的は個人の権利利益の保護、これを忘れない改正をしていただきたい。今回の法改正で、個人の権利利益の保護と情報の利活用のために全国的な共通ルールが設定されたことにより、現行条例に規定されている個人情報の本人収集の原則とセンシティブ情報の収集禁止原則の規定がなくなった。このことにより、市民の不安や不信を招く恐れがあるため、これらの規定を責務規定の形ででも条例に残すべきである。条例規定が難しいのであれば、要綱やマニュアルに同様の規定を設けて職員に周知し、住民への公表を行うべきである。
- ・ 個人情報の保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとあるが、個人情報の適正な取扱いについては、条例でなくても、運用に関しての服務規程や内部の規定などによってこれまでの水準を維持していくようお願いしたい。
- ・ 法第5条は、区域の特性に応じて、地方公共団体に個人情報の責務を負うことが規定されており、区域の特性に関しては、各自治体が横並びでなくても、自治体の首長が積極的に独自の判断をされてもいいと考える。
- ・ 法第5条で自治体に課せられた責務を果たすために、法の目的である権利利益の保護に立ち返った解釈・制度設計、憲法上の原則である「地方自治の本旨」に適合する解釈・制度設計が必要である。
- ・ 個人情報保護制度は、地方公共団体が各地域の特性に応じて制度設計をしてきたもので、条例が国よりも厳格であったり、保護を重視している点も多く、条例を強制的に画一化することは、地方自治体が有する条例制定権に対する不当な制約であり、国と地方公共団体の個人情報保護制度を同レベルに画一化するという趣旨で運用すべきものではない。
- ・ 安全管理措置や第三者提供の制限を適正に運用していただくことを強く望む。
- ・ 法が改正され、個人情報保護法の施行条例という形をとらざるを得ないということで、条例に規定できないことを運用の際のルール、運用指針などを生駒市において内部規定などとして設けていただき、それに従って個人情報保護の徹底を図っていただきたい。
- ・ 法の趣旨を踏まえると組織として、イレギュラーな制度設計をしてはいけないため、

地域に密着されている市職員の方々が地域住民のためになるような条例を考えていただきたい。

(死者に関する情報について)

- ・ 死者に関する情報について、従来の個人情報と同様の取扱い水準を維持確保していくとのことだが、市として一体的に運用していく必要があるので、内規、指針等で明文化される方がいいと思われる。
- ・ 死者に関する情報が個人情報の対象とはなくなり、その取扱いがどうなるのか、具体的な事例をとりあげて自治会等の外部団体に対する指針を作っていただきたい。

(要配慮個人情報について)

- ・ 条例要配慮個人情報について、DV や生活保護の情報等に関して、実際その地域に住んでおられる住民に関する重要な情報であれば、地域の特性がないとは言い切れないのではないかと。要配慮個人情報に関して、取得自体を現行条例で禁止されていたものもあるが、法施行条例で規定することができなくても、何らかの手立てを検討していただきたい。
- ・ 要配慮個人情報の一部は、条例で原則収集制限がかかるなどの厳しい規制があったが、法改正によりその制限がなくなるため、是非、運用を厳格に行っていただきたい。

(審議会について)

- ・ 市は、法第5条で「区域の特性に応じて」個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施する責務を負っていることから、法第129条の諮問を受ける場合の「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」を厳格に判断せず、市の特性に応じた個人情報の保護の施策を行うために必要と認めるときには、実施機関の判断で、一般市民を含めて構成された審議会に意見を聴取する解釈・運用をするべきである。
- ・ 審議会事項については、専門的な知見に基づいて意見を聴くことが特に必要なときという要件には、解釈の幅があると思われるため、柔軟に解釈すべきである。現行条例で諮問となっているものは、事後や重要なものであれば事前に審議会へ報告を行うことで、審議会が市の個人情報の施策の透明性を確保し、説明責任を履行する機能を果たすような解釈・運用を継続するべきである。
- ・ 審議会委員については、地方自治や住民参加の理念、意義、情報公開の観点から、専門家のみでなく、当該制度や個人情報保護が問題となる教育・医療の分野の方や一般

市民の感覚を入れていくことが必要であると考えられるため、審議会委員の構成を検討すべきである。

(市民への周知について)

- ・ 今回の国の法改正を機に、個人情報に法律で厳格に守秘義務が課せられていることや適正に管理して活用すること、市は国の制度を守りながら運用していること等、一般市民にわかりやすいように広報で解説や啓発をしていただくようお願いしたい。
- ・ 改正法にかかる個人情報の取扱いに関する主旨や、今まで条例で規定されていたものがなくなること、法改正により個人情報がどのようになるのかを含めてこのように変わるということを、わかりやすく広く知らせていただきたい。また、個人情報とは何か、プライバシーとは異なることも含め知らせていただきたい。

(その他)

- ・ 民生委員については、高齢者の一人暮らしの方の調査などを行うために個人情報を取扱うが、これは民生委員法で守秘義務が課せられている。自治会は任意団体だが、自治会活動を行ううえで、災害対策の要援護者避難支援事業等により個人情報を取扱うことがあり、自治連合会が作成するガイドラインに基づいて行っている。今回の法改正に伴い、民生委員や自治会の活動の中で個人情報を適切に活用できるような体制を作ってくださいよう検討をお願いしたい。